



図5 保健指導マニュアルのワークフローの概念図

連携を示すが、iPHR による総合判断により事後

措置が選択され、それに応じて保健指導の内容が決定されると思われる。マニュアルに応じた保健指導の記録が iPHR に残されることにより経年的な健康管理の状況を客観的に把握することが可能になり、健診情報の有効活用が図られると思われる。

9. おわりに

産業医が行う健康管理ワークフローは、健康診断データを基にして個人あるいは企業全体に対してアプローチがなされることが主であり、その骨組みは今後も変わることはないと思われる。国民一人ひとりの年金などの社会保障給付と納税を1つの個人番号で管理する「共通番号（マイナンバー）法」が成立した今後は、職域における効果的な健康管理を行う上で、デジタル統合技術がベースとなることは必定である。

今後、個人と事業者両者に責任あるデータ管理体制として、労働者各個人には主体的に各自の健康情報を管理し、事業場の特性に応じた健康診断の必要性を理解し、積極的に健康診断を受診することが特に求められる。これに付随して、個人が

自分の個人健康情報をリアルタイムに管理・参照できるような健診結果入りセキュリティ媒体プラスデータベース経年情報を含んだ個人識別 IC チップやソフトウェアの開発とその規格の標準化 などが必要となってくるとと思われる。

また、健康管理の支援体制として、産業医などの産業保健スタッフが労働者個人健康データを職域・地域・事業場の間でユビキタスに活用するような仕組みへのパラダイムシフトが必要と思われる。

さらには、就業者データベース管理体制としては、健康診断によって蓄積されたデータについての経年情報を資料統計として包括健康管理に使用できるようなデータベースの構築などのスキームは必携と考えられる。

産業保健という枠組みから見れば、事業場側からの一方的な健康管理ではなく、自己管理としての健康管理とのバランスを保持することで、その活動は成立すると思われる。このバランスを達成するために情報の整理は必要であり、産業保健にとってより効果的な PHR を構築することが、幅広くその活動を浸透させる基盤となっていくことを期待している。

